

中原区役所表彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中原区長が行う表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の対象)

第2条 区長は、特別にスポーツ、芸術、学術、文化及び地域貢献等広く区民に明るい希望と誇りを与えるとともに、中原区の名を高めることに特に顕著な業績のあったものに対し、次の各号のいずれかに該当するときは、その功績をたたえ中原区長がこれを表彰する。

(1) 中原区に在住し、又は在住していた者

(2) 中原区内において主に活動している団体

(3) 前各号に掲げるもののほか、区長が表彰するに値すると認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認められる事業等については、表彰を行わない。

(1) 法令又は公序良俗に反するもの

(2) 区の政治的中立性を損なうおそれのあるもの

(3) 区の宗教的中立性を損なうおそれのあるもの

(4) 営利を目的としているもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、区の行政の運営に関する一般方針に反するもの

(表彰)

第3条 表彰は賞状又は感謝状を授与する。ただし、被表彰者が表彰前に死亡したときは、その賞状又は感謝状はこれを遺族に贈呈する。

(事務)

第4条 表彰にかかわる事務は、当該表彰に係る事業等の内容と関係する事務を所管する課等が行うものとする。

(その他必要事項)

第5条 この要綱に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、中原区長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年8月1日から施行する。